

ばい煙問題で業種問わず大規模工場立入検査へ



全国の製紙関連工場でばい煙に含まれる有害物質の基準超過等の大気汚染防止法違反が判明したことを受け、環境省では平成19年10月30日、他業種の工場についても大規模な工場に対し、立入検査を行うよう自治体に要請したことです。

製紙業界では、今年7月以降、業界大手での排出基準超過などの違反が発覚し、環境省が自治体を通じて今年9月に行った全国の146社、228工場の調査では、15社25工場で排出基準の超過や自主検査記録のデータ改ざんが見つかりました。環境省ではこうした実態を受け、ばい煙の超過など同法違反の状況を他業種でも確認する必要があると判断しました。

対象となる事業場は、最大排出ガス量が毎時50万立方メートル以上のはい煙発生施設を有する事業場で、対象となる事業場を監督する都道府県や政令指定都市などの自治体は、保存義務のある過去3年間の工場の管理記録を基に、改ざんや排出基準超過などを平成19年度内(2008年4月末)までに緊急調査し、環境省へ報告を行うとのことです。更に環境省では、排出ガス量が毎時20万立方メートル以上のはい煙発生施設を有する事業場についても、できるだけ早い時期に立入検査を実施するとの意向を示しています。

環境省では、毎年12月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守ることの大切さを呼びかけています。当社では、大気汚染防止法に基づく焼却炉やボイラー等の排ガス測定も行っておりますので、是非この機会にご相談下さい。

資料 2007年10月25日付 環境省ホームページ 報道発表資料

2007年10月30日付 環境省大気汚染防止法に係る担当者会議資料

2007年10月30日付 日本経済新聞

クロマト分析箇所 山田悠貴